



第30回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

日 時	2024年9月27日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
場 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 11階 トラストシティ カンファレンス・丸の内

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	監査等委員でない取締役3名選任の件

レジル株式会社

証券コード 176A

証券コード 176A
2024年9月11日
(電子提供措置の開始日2024年9月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号トラストタワーN館14階

レ ジ ル 株 式 会 社
代表取締役
社 長 丹 治 保 積

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第30回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://rezil.co.jp/ir/shareholdermeeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月26日（木曜日）午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1	日 時	2024年9月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2	場 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 11階 トラストシティカンファレンス・丸の内
3	目的事項	報告事項 1. 第30期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第30期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年9月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

会場 丸の内トラストタワーN館 11階
トラストシティカンファレンス・丸の内

2. 書面で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

行使期限 2024年9月26日（木曜日）午後5時到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



4頁を参考に、議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2024年9月26日（木曜日）午後5時まで

◎複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

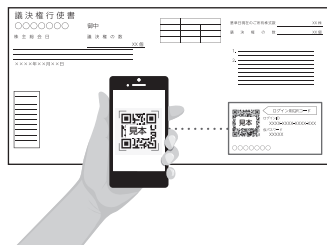
- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益の還元を経営の最重要政策の一つと位置付けております。利益の配分につきましては、将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期にわたって安定的な配当を継続することを基本方針としています。

また、当社は、2024年に設立30周年を迎え、株主の皆様のこれまでのご支援に応えるためにも記念配当10円を加え、当期の期末配当は1株につき43円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 43円 総額 802,521,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年9月30日

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（3名）は、任期満了となります。つきましては、新任1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 **1** **たん じ ほ づみ**
丹 治 保 積

再任

■生年月日

1971年10月4日生

■取締役会への出席状況 27回／27回（100%）

■所有する当社株式の数 －株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 (株)日本ヒューレット・パッカード（現：日本ヒューレット・パッカード合同会社）入社
2001年5月 楽天(株)（現：楽天グループ(株)）入社
2010年5月 (株)ミスミグループ本社 入社
2015年4月 (株)プロミクロス（現：シグニ(株)）代表取締役社長
2019年6月 アクシスコンサルティング(株) 入社
2020年12月 当社 入社
2021年1月 中央電力DX(株)（現：レジル(株)）代表取締役社長
2021年4月 当社 取締役
2021年12月 当社 代表取締役社長（現）

候補者
番号

2

やま
山

もと なお たか
本 直 隆

再任

■生年月日

1974年9月16日生

■取締役会への出席状況

27回/27回 (100%)

■所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 東海旅客鉄道(株) 入社
2001年9月 HSBC Investment Bank plc (現: HSBC Holdings plc) 入社
2005年1月 日本産業パートナーズ(株) 入社
2011年1月 (株)ミスミグループ本社 入社
2013年10月 コシキ・バリューハブ(株) 入社
2017年6月 グッドインシュアランスサービス(株) 入社
2021年2月 当社 入社
2021年3月 当社 執行役員
2021年6月 当社 取締役
2021年12月 当社 取締役CFO (現)

候補者
番号

3

むら
村

た ゆう すけ
田 佑 介

新任

■生年月日

1983年10月15日生

■所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年4月 楽天(株) (現: 楽天グループ(株)) 入社
2008年7月 (株)ジャパングルフマネージメント 入社
2010年7月 (株)レジャコン 入社
2011年6月 (株)ミスミグループ本社 入社
2013年1月 (株)プロミクロス (現: シグニ(株)) 入社
2015年1月 (株)リクルートライフスタイル (現: (株)リクルート) 入社
2016年4月 シグニ(株) 入社
2018年3月 (株)グッドパッチ 入社
2018年10月 (株)Pathee 入社
2021年4月 中央電力DX(株) (現: レジル(株)) 入社
2022年4月 当社 入社
2023年7月 当社 執行役員 (現)
2024年6月 中央電力エナジー(株) 代表取締役社長 (現)

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（4.会社役員に関する事項（5）役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。候補者各氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、本議案に係る取締役の任期中、同内容での当該保険契約の更新を予定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が徐々に改善するとともに、各種政策の効果もあり景気は緩やかに回復しております。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国経済の先行き懸念等、海外の景気の低迷がわが国の景気を下押しするリスクがあります。また、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金利相場等の金融資本市場の変動の影響に加え、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分注意する必要があります。

当社グループが属するエネルギー業界では、国際紛争の勃発・長期化や世界的な資源需要の変動の影響を受けて、依然として先行き不透明な状況が続いております。長期的な観点から、引き続きGX（グリーントランスフォーメーション）が進展しております。

このような環境の中、当社グループは「結束点として、社会課題に抗い続ける」というパーパスのもと、「脱炭素を難問にしない」をミッションにかかげ、各事業を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は38,709,151千円、営業利益は2,793,984千円、経常利益は2,769,468千円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,986,995千円となりました。

セグメントごとの経営成績(内部取引控除前)は以下のとおりであります。

		売上高	セグメント損益
分散型エネルギー事業	(千円)	20,329,084	2,595,325
グリーンエネルギー事業	(千円)	21,196,322	1,950,671
エネルギーDX事業	(千円)	1,911,712	340,842
調整額(※)	(千円)	△4,727,968	△2,092,855
連結合計	(千円)	38,709,151	2,793,984

※売上高にかかる「調整額」は、各セグメント間の内部取引(消去分)の金額を記載しております。

内部取引の主な内容は、①グリーンエネルギー事業及び分散型エネルギー事業間における電力供給/調達にかかる取引、②エネルギーDX事業における分散型エネルギー事業向けの高圧受電設備に対する電気安全管理サービスの提供等であります。

※セグメント損益にかかる「調整額」は、各報告セグメントに配分していない全社費用(報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費)であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,014,150千円であり、その主なものは分散型エネルギー事業の受変電設備等519,931千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2024年4月24日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、これに伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額517,003千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①分散型エネルギー事業における営業体制の再構築

分散型エネルギー事業においては、マンション防災サービスのサービス立ち上げを契機として、顧客営業体制の強化を実施しており、人員の拡充に加えて、営業推進手法の拡充、展示会やセミナー等による集客強化、エリア別の営業方針に基づく活動等のマーケティング面を強化すること等により、マンション一括受電サービスの顧客獲得及びマンション防災サービスの事業立ち上げを推進していく方針であります。

②他社の高圧一括受電提供物件にかかる引継ぎ又は譲受の検討

当社グループは、当連結会計年度において、他事業者からの要請を踏まえて高圧一括受電サービス提供顧客(13棟：1,121戸)について引継ぎを行っております。

また、当社グループが属する業界の一部において、近年における電力価格高騰等による混乱等を踏まえ、高圧一括受電サービス事業又はその顧客等について第三者への引継ぎ又は譲受等を模索する動きが生じているものと認識しております。当社グループは、それらの動向について事業サービス拡大の機会と捉えており、今後において同業他社との交流等による対象案件の情報収集や発掘を行うとともに、機会があればその取得(引継ぎ又は譲受等)について慎重に検討を行っていく方針であります。

また上記と異なる取り組みではありますが、当連結会計年度において、営業活動における顧客マンションからの引合いにより他事業者の高圧一括受電サービス提供顧客(15棟：1,445戸)について自社顧客として獲得しており、今後も顧客ニーズに応じた対応を進めてまいります。

③DX支援サービスにおける受託業務の拡充

当社グループは「DX支援サービス」において、既に提供する受託サービス領域(料金計算、請求及びコールセンター業務等)に加えて、当社グループの業務ノウハウ等に基づく受託サービス領域の拡大を検討しております。これらの取り組みを通じて既存顧客との取引拡大及び新規顧客開拓を行うことにより事業拡大を図っていく方針であります。

④事業間シナジーの高度化

当社グループは、各事業における経営資源(業務オペレーション及びノウハウ・業務システム・顧客ストック・その他)について、他事業と共有・活用することにより事業拡大を図っております。具体的には、a) 分散型エネルギー事業及びグリーンエネルギー事業とエネルギーDX事業間における自社業務オペレーションやシステム等の外部顧客向けサービスへの展開(電気保安管理サービス及びDX支援サービス)、b) グリーンエネルギー事業と分散型エネルギー事業間における電力調達業務集約による業務効率向上及びコスト低減、c) 各事業サービスのクロスセル拡大や顧客紹介等、事業間におけるシナジーを発揮することにより事業成長に結び付けております。

引き続き、これらシナジーの高度化に向けた取り組みを加速させ更なる事業成長を図ってまいります。

⑤ソフトウェア開発体制の強化

当社グループにおいては、各事業運営において活用する、電力料金計算や請求管理、電力調達や需給管理、蓄電池制御等の各種システムについて、独自に開発及び構築を行っております。過年度における開発業務は主として業務委託先の活用により実施してまいりましたが、当連結会計年度より自社エンジニアの採用強化を図り、開発業務の一部内製化を推進しております。

今後、専門性の高い人材の採用及び育成、社内における技術ノウハウの蓄積等に努めるとともに、業務委託先や特定分野において先端技術を有するパートナー企業と連携を図ることにより、システム開発の高度化及び柔軟性の確保に努めていく方針であり、事業サービス展開の強化に結び付けてまいります。

⑥人材の確保と育成

当社グループは、電力供給サービスを主体とする事業展開において、電力調達や需給管理、顧客営業やマーケティング、業務受託サービス、業務用ソフトウェア開発から高圧電気設備の工事や保守等のハードウェアの分野までを含む各種領域において、業務オペレーションを実施しております。当社グループの強みとなる専門性を高めて競争力を向上させるためには、優秀な人材の確保及び育成が重要と考えております。

人材採用については、当社グループの軸となる人材の確保及び育成のために新卒採用を行いつつ、即戦力となる人材の中途採用を適宜行うことにより、継続的な事業成長を実現するための人員体制の構築を図ってまいります。

また、専門性の高い優秀な人材にとって魅力ある会社づくりを行うために、組織構成や人事考課制度の見直しを図るとともに、公正な評価基準設定と目標達成度に応じた評価及びフォローアップ、教育研修の充実等に取り組むほか、人材の育成面についても強化を図ってまいります。

⑦内部統制及びガバナンスの強化

当社グループは、事業拡大に伴い当社のステークホルダーが拡張する中で、持続的かつ健全な成長を果たすためには、当社及び関係会社の内部統制及びガバナンス体制の一層の強化や、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化が重要であると考えております。そのような考えのもと、リスクマネジメント委員会の設置運営による事業運営上のリスク管理を図るとともに、定期的な内部監査の実施や、社外取締役を含めた監査等委員会による監査の実施等によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

⑧コンプライアンス対応

当社グループの事業は、規制業種として各種法令の規制を受けるとともに、事業運営の上でも「個人情報保護法」をはじめとする各種規制を受けております。当社グループでは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、グリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本としております。また、当社においては、コーポレートガバナンス本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、当該委員会の充実を通じてコンプライアンス意識の浸透を徹底し、コンプライアンス管理体制の強化を図っております。

また、今後はコンプライアンス委員会の定期的開催、コンプライアンス憲章の制定及びコンプライアンス・プログラムの策定、並びに各種取引の健全性の確保及び情報の共有化等を通じ、トラブルが起きた際は再発防止策の策定等を行うことで更なるコンプライアンス意識向上に継続して取り組んでまいります。

⑨資金調達について

当社グループは、マンション一括受電サービスにて獲得するキャッシュ・フローを事業成長領域へ投資することにより事業成長を目指しております。

将来において、マンション防災サービスの新規獲得が拡大する等、追加の資金調達等が必要となる可能性があります。その対応としては金融機関借入や株式市場からの資金調達のほか、プロジェクトファイナンスや資産流動化スキーム等も視野に入れた柔軟な資金調達を検討していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第27期 (2021年3月期)	第28期 (2022年3月期)	第29期 (2023年6月期)	第30期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売上高	(千円)	—	30,990,007	48,867,407	38,709,151
経常利益	(千円)	—	1,714,458	1,972,685	2,769,468
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	—	1,519,298	1,344,967	1,986,995
1株当たり当期純利益	(円)	—	83.50	73.92	108.85
総資産	(千円)	—	15,360,678	14,948,669	17,519,465
純資産	(千円)	—	5,289,355	6,222,545	8,331,608
1株当たり純資産額	(円)	—	289.73	340.65	444.82

- (注) 1. 当社では、第30期より連結計算書類を作成しております。第28期及び第29期については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けた連結財務諸表の数値を参考までに記載しており、第28期においては会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておらず、また、第29期においては会社法第444条第4項に定める監査等委員会及び会計監査人の監査を受けておりません。また、当社は第28期より連結財務諸表を作成しておりますので、第27期の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
4. 当社は第29期より決算期を3月期から6月期に変更いたしました。それにより、第29期は15カ月間の変則決算となっております。
5. 当社は2024年1月25日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第27期 (2021年3月期)	第28期 (2022年3月期)	第29期 (2023年6月期)	第30期 (当事業年度) (2024年6月期)
売上高	(千円)	29,154,388	30,049,571	45,547,720	32,231,369
経常利益	(千円)	2,510,086	1,632,456	1,614,004	1,118,658
当期純利益	(千円)	1,752,476	1,549,747	1,055,006	780,744
1株当たり当期純利益	(円)	4,815.82	85.17	57.98	42.77
総資産	(千円)	13,702,933	14,626,908	13,772,399	14,518,050
純資産	(千円)	3,851,846	4,564,623	5,208,362	6,118,353
1株当たり純資産額	(円)	10,557.50	250.32	285.31	326.24

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は第29期より決算期を3月期から6月期に変更いたしました。それにより、第29期は15カ月間の変則決算となっております。
 4. 当社は2024年1月25日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
中央電力ソリューション株式会社	50,000千円	100.0%	エネルギーDX
中央電力エナジー株式会社	32,500千円	100.0%	グリーンエネルギー

- (注) 合同会社リネッツ（現：MHCリニューアブルネットワークス株式会社）は、2023年12月25日付で当社出資持分の全てを三菱HCキャピタル株式会社に譲渡したため、同社を当連結会計年度より連結対象から除外しております。

事業報告

(7) 主要な事業内容（2024年6月30日現在）

事業	概要
分散型エネルギー事業	マンションや商業ビルを顧客とし、高圧受電用機器をサービスの入口として、10年～15年に亘る長期契約でサービスを提供しているストック型ビジネス
グリーンエネルギー事業	顧客企業及び当社の他事業に代わって最適な再生可能エネルギーを調達する事業
エネルギーDX事業	エネルギー関連企業のバックエンド業務のDX推進を支援する事業

(8) 主要な事業所（2024年6月30日現在）

名称	所在地
東京本社	東京都千代田区
大阪本社	大阪府大阪市浪速区
東大阪センター	大阪府東大阪市

(9) 従業員の状況（2024年6月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
223 (115)名	42名増

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託契約の従業員、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2024年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,866,690千円
株式会社三井住友銀行	750,000千円
株式会社商工組合中央金庫	480,000千円
株式会社りそな銀行	420,000千円
株式会社関西みらい銀行	278,300千円
合計	3,794,990千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	72,780,000株
(2) 発行済株式の総数	18,663,300株
(3) 株主数	4,687名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
Team Energy GI株式会社	9,085,000	48.67
関西電力株式会社	1,820,000	9.75
中村 誠司	1,589,100	8.51
光通信株式会社	1,517,600	8.13
みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社	280,000	1.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE I E D U C I T S C L I E N T S N O N L E N D I N G 1 5 P C T T R E A T Y A C C O U N T	220,000	1.17
日本証券金融株式会社	210,300	1.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	203,400	1.08
E E I スマートエナジー投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社環境エネルギー投資	183,500	0.98
B N Y M R E B N Y M L B R E G P P C L I E N T M O N E Y A N D A S S E T S A C	162,000	0.86

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

- ・新株予約権の数

16,361個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 818,050株（新株予約権1個につき50株）

- ・当社役員が保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	第4回（991円）	2022年6月21日 ～2029年6月20日	5,411個	3名
	第8回（991円）	2023年12月27日 ～2030年12月26日	10,550個	2名
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	第3回（991円）	2024年6月1日 ～2032年5月31日	50個	1名
	第8回（991円）	2023年12月27日 ～2030年12月26日	350個	1名

(注) 1. 2024年1月25日付で行った普通株式1株を50株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「行使価額」は調整されております。

2. 第3回新株予約権

- ・新株予約権の発行価額

1個あたり ー円

- ・新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての新株予約権を行使することができない。

(i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。

(ii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。

(iii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され取引が開始される日までの間は、新株予約権を行使することはできない。
 - (3) 新株予約権者は、当社第2回新株予約権が失効することを条件として、本新株予約権の一部又は全部を行使することができる。
 - (4) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社が認めた場合は、この限りではない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
 - (7) 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
3. 第4回新株予約権
- ・新株予約権の発行価額
1個あたり 956円
 - ・新株予約権の行使条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての新株予約権を行使することができない。
 - (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。
 - (ii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。
 - (iii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され取引が開始される日までの間は、新株予約権を行使することはできない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、上記地位喪失後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
 - (5) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

4. 第8回新株予約権

・新株予約権の発行価額

1個あたり 927円

・新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての新株予約権を行使することができない。
 - (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。
 - (ii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。
 - (iii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (2) 新株予約権者は、以下の日が到来するまでの間は、新株予約権を行使することはできない。
 - (i) 新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され取引が開始される日
- (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、上記地位喪失後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) 当事業年度中に当社従業員、当社子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

第7回新株予約権

- ・発行した新株予約権の数

592個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 29,600株（新株予約権1個につき50株）

- ・新株予約権の発行価額

1個あたり ー円

- ・新株予約権の行使価額

1個あたり 991円

- ・新株予約権の行使期間

2025年12月16日から2033年12月15日まで

- ・新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての新株予約権を行使することができない。
 - (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。
 - (ii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。
 - (iii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (2) 新株予約権者は、以下の日が到来するまでの間は、新株予約権を行使することはできない。
 - (i) 新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され取引が開始される日
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未滿を行使することはできない。

- ・ 当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員（当社役員を除く）	592個	26名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	一個	一名

第8回新株予約権

- ・ 発行した新株予約権の数

15,172個

- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 758,600株（新株予約権1個につき50株）

- ・ 新株予約権の発行価額

1個あたり 927円

- ・ 新株予約権の行使価額

1個あたり 991円

- ・ 新株予約権の行使期間

2023年12月27日から2030年12月26日まで

- ・ 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての新株予約権を行使することができない。
 - (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。
 - (ii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。
 - (iii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

- (2) 新株予約権者は、以下の日が到来するまでの間は、新株予約権を行使することはできない。
 - (i) 新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され取引が開始される日
- (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、上記地位喪失後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

・ 当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員（当社役員を除く）	4,272個	21名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	一個	一名

(3) その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

2024年6月30日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
丹 治 保 積	代表取締役社長	
山 本 直 隆	取締役CFO	
北 川 竜 太	取締役	中央電力エナジー(株) 取締役
清 田 宏	取締役常勤監査等委員	
鈴 木 咲 季	社外取締役監査等委員	
鈴 木 協 一 郎	社外取締役監査等委員	レフトライト(株) 代表取締役社長 AI inside(株) 取締役CIO

- (注) 1. 取締役河村修一郎氏は2024年1月9日付で辞任により退任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）鈴木咲季氏及び鈴木協一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）清田宏氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員による監査の実効性を高めるためであります。
4. 取締役（監査等委員）鈴木咲季氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、企業法務に加え財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）鈴木協一郎氏は、弁理士であると同時に国内外のIT企業における情報部門・IT部門責任者として豊富な経験を有しており、知的財産権及びITに関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役（監査等委員）鈴木咲季氏及び鈴木協一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
河 村 修 一 郎	2024年1月9日	辞任	社外取締役 (株)環境エネルギー投資 代表取締役社長

(3) 責任限定契約の内容の概要

取締役清田宏氏、鈴木咲季氏及び鈴木協一郎氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、2024年1月9日をもって辞任いたしました河村修一郎氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、執行役員並びに管理職従業員であります。

(6) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2024年6月27日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項を決議しております。

・基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、会社業績と連動性を確保し、職責と成果を反映させた適正な水準とすることを基本方針とする。

- ・ 個人別の報酬の額に関する方針

取締役に対する報酬は金銭報酬及びストック・オプションとする。

監査等委員でない取締役の金銭報酬は、月例の固定の金銭報酬及び臨時の賞与とし、役位、職責等に応じ、経済情勢、社会情勢、従業員給与の水準、他社の動向を踏まえ総合的に勘案して決定する。

監査等委員である取締役の金銭報酬は、監査等委員である取締役の職責に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議において決定する。

ストック・オプションは、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役在任中に適時支給するものとし、金銭報酬に準じて支給額を決定する。

- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別報酬額のうち金銭報酬の算定は、取締役会において授権された代表取締役社長が決定する。代表取締役社長は、当社及び子会社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、総合的に監査等委員でない取締役の報酬額を決定できるとの判断による。

監査等委員である取締役の個人別の金銭報酬は、監査等委員である取締役の協議において決定する。

また、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等は、2022年6月28日、2023年12月15日及び2024年6月27日開催の取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に基づいて決定していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項と、上記の決定方針に関する事項における変更箇所は以下のとおりです。

2022年6月28日時点	2023年12月15日時点	2024年6月27日時点（現行）
<p>・個人別の報酬の額に関する方針 取締役に対する報酬は金銭報酬のみとする。 監査等委員でない取締役の金銭報酬は、月例の固定の金銭報酬とし、 (中略) 総合的に勘案して決定する。</p>	<p>・個人別の報酬の額に関する方針 取締役に対する報酬は金銭報酬およびストックオプションとする。 監査等委員でない取締役の金銭報酬は、月例の固定の金銭報酬とし、 (中略) 総合的に勘案して決定する。</p>	<p>・個人別の報酬の額に関する方針 取締役に対する報酬は金銭報酬およびストックオプションとする。 監査等委員でない取締役の金銭報酬は、月例の固定の金銭報酬および臨時の賞与とし、 (中略) 総合的に勘案して決定する。</p>
(中略)	(中略)	(中略)
(新設)	<p>ストックオプションは、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、 <u>取締役在任中に適時支給するものとし、金銭報酬に準じて支給額を決定する。</u></p>	<p>ストックオプションは、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、 取締役在任中に適時支給するものとし、金銭報酬に準じて支給額を決定する。</p>

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年6月28日開催の第28期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議されております。同株主総会終了時点における監査等委員でない取締役の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、2022年6月28日開催の取締役会に基づき、代表取締役社長である丹治保積に監査等委員でない取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。かかる権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社及び子会社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、総合的に監査等委員でない取締役の報酬額を決定的できるとの判断によるものであります。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	224,899 (-)	120,120 (-)	95,000 (-)	9,779 (-)	3 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	28,124 (10,800)	22,800 (10,800)	5,000 (-)	324 (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	253,024 (10,800)	142,920 (10,800)	100,000 (-)	10,104 (-)	6 (2)

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションを交付しております。当該ストック・オプションの内容及びその交付状況は、(3. 会社の新株予約権等に関する事項) に記載のとおりです。
2. 業績連動報酬は採用しておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給人数には、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の河村修一郎氏は株式会社環境エネルギー投資の代表取締役社長を兼務しております。なお、株式会社環境エネルギー投資は、当社株式を合計183,500株保有するE E I スマートエネルギー投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。なお、同氏は、2024年1月9日をもって、辞任により退任いたしました。

監査等委員である社外取締役の鈴木協一郎氏は、レフトライト株式会社の代表取締役社長、及び、AI inside株式会社の取締役CIOを兼務しておりますが、レフトライト株式会社及び当社、並びにAI inside株式会社及び当社の間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役	河村修一郎	12回／15回	—	取締役会においては、2024年1月9日に退任するまでに開催された取締役会15回のうち12回に出席し、企業経営及び環境・エネルギー分野における高度な専門知識と豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を行う等、社外取締役としての期待される役割を果たしておりました。
取締役 (監査等委員)	鈴木咲季	27回／27回	15回／15回	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に企業法務・コンプライアンス並びに企業会計に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、監査等委員会の委員長を務め、中立的・客観的な視点から、大局的かつ専門的な監査を行い、取締役の職務執行の監督を遂行する等、社外取締役としての期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	鈴木協一郎	27回／27回	15回／15回	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に知的財産及びITに関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、監査等委員会においても、中立的・客観的な視点から、大局的かつ専門的な監査を行い、取締役の職務執行の監督を遂行する等、社外取締役としての期待される役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 従前当社の会計監査人であったPwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付で名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、監査等委員会がその必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、取締役会の決議に基づく内部統制システム整備の基本方針を定めており、本基本方針に則り、リスク管理体制を含めた内部統制システムの整備に努めております。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させるものとする。
- (b) コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、取締役会で選任されたコンプライアンス統括責任者が各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。
- (c) コンプライアンス統括責任者は、状況の評価や結果を、必要の都度、取締役会に報告する。
- (d) 当社は、反社会的勢力の排除に向けて、不当要求等事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備し、社内体制を強化するとともに外部専門機関とも連携し、反社会的勢力には毅然として対処する。

ロ. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」を定め、これに従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役は、「役員規程」等の定めに従い、その職務遂行の必要に応じて前号の書類等を閲覧することができるものとする。

ハ. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、「リスク管理規程」を定め、取締役会が選任したリスク管理統括責任者が、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。

- (b) 当社は、リスク管理統括責任者のもとにリスクマネジメント委員会を組織し、「リスク管理規程」に定めるリスク管理に関する事項の検討・実施を行う。
- (c) リスク管理統括責任者は、リスク管理状況の評価や結果を、必要の都度、取締役会に報告する。

二. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催する。
- (b) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (c) 当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、各部門の責任者に権限を適切に委譲し、効率的な意思決定がなされる体制を構築する。

ホ. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させるものとする。
- (b) コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、取締役会で選任されたコンプライアンス統括責任者が各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。
- (c) 当社は、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス統括責任者のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する協議を行う。
- (d) コンプライアンス統括責任者は、状況の評価や結果を、必要の都度、取締役会に報告する。
- (e) 当社は、「内部通報規程」を定め、法令違反やコンプライアンス違反に関する事項を取締役及び従業員から通報可能な内部通報制度を整備する。

- (f) 当社は、反社会的勢力の排除に向けて、不当要求等事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備し、社内体制を強化するとともに外部専門機関とも連携し、反社会的勢力には毅然として対処する。
- へ. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社及び当社子会社からなるグループ全体の運営管理及び内部統制の実施に関しては、「関係会社管理規程」を定め、これに基づいた運営管理を行う。
 - (b) 当社は、グループ各社の独立性を尊重しながら、その運営管理や内部統制の実施に関して、統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行うものとする。
 - (c) グループ各社の内部統制の状況については、必要の都度、「関係会社管理規程」等の定めに従い、当社取締役会に付議又は報告を行う。
 - (d) 当社は、「関係会社管理規程」等の定めに従い、当社子会社における業務執行の適法性及び適正性の調査・評価を行う。
 - (e) 当社は、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」の定めに従い、関係会社に対する内部監査を定期的に行い、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ト. 当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 取締役は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を配置できる。
- チ. 前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 当該取締役及び使用人に対する監査等委員会からの指示については、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに所属部室長からの指揮命令を受けないこととする。

- リ、当該株式会社の監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該取締役及び使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- 又、次に掲げる体制その他の当該株式会社の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会に対して職務の執行、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対して、その内容を速やかに報告する。
- (b) 当該株式会社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制
- a) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して職務の執行、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対して、その内容を速やかに報告する。
- b) 監査等委員は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は当社の業務及び財産の状況の調査をする。
- ル、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前項の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ウ. 当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、その職務執行について生ずる費用を会社に請求することができるものとする。
 - (b) 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、その職務執行のために債務を負担した場合には、負担した債務の債権者に対する弁済を会社に対し請求することができるものとする。
- ワ. その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めるものとする。
 - (b) 監査等委員会は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、公認会計士等と連携を図り、取締役会等の重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取及び意見交換、資料閲覧等を行い、取締役会等の重要会議にて報告を行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、3名の社外取締役（当事業年度末時点においては2名）を選任し、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を27回開催しております。

ロ. 監査等委員会の監査

監査等委員会を構成する監査等委員3名は、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づく重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益の還元を経営の最重要政策の一つと位置付けております。利益の配分につきましては、将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期にわたって安定的な配当を継続することを基本方針としています。優先順位については、①設備投資、M&A・提携、人財育成等将来の企業成長に向けた投資、②配当としています。配当については、連結配当性向30%以上を目標としています。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会又は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり33円に、当社の設立30周年の記念配当として1株当たり10円を加え、43円とさせていただくことを予定しております。

内部留保資金の用途につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	11,319,314
現金及び預金	4,758,708
売掛金及び契約資産	6,167,806
棚卸資産	54,781
未収消費税等	16,083
その他	385,062
貸倒引当金	△63,128
固定資産	6,200,150
有形固定資産	4,846,215
建物	347,590
減価償却累計額及び減損損失累計額	△45,161
建物(純額)	302,429
機械及び装置	7,384,846
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,967,698
機械及び装置(純額)	3,417,147
土地	251,389
リース資産	4,382,663
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,836,820
リース資産(純額)	545,843
建設仮勘定	44,382
その他	485,207
減価償却累計額及び減損損失累計額	△200,183
その他(純額)	285,023
無形固定資産	235,158
ソフトウェア	182,992
その他	52,165
投資その他の資産	1,118,776
投資有価証券	236,056
繰延税金資産	214,171
保証金	636,908
その他	31,641
資産合計	17,519,465

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	6,663,036
買掛金	2,562,081
1年内返済予定の長期借入金	1,553,284
未払金	658,429
預り金	458,827
リース債務	197,345
未払法人税等	779,465
賞与引当金	71,988
その他	381,613
固定負債	2,524,820
長期借入金	2,241,706
リース債務	239,724
その他	43,389
負債合計	9,187,856
純資産の部	
株主資本	8,301,887
資本金	358,501
資本剰余金	1,242,192
利益剰余金	6,701,192
新株予約権	29,721
純資産合計	8,331,608
負債・純資産合計	17,519,465

連結計算書類

連結損益計算書（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		38,709,151
売上原価		31,224,052
売上総利益		7,485,098
販売費及び一般管理費		4,691,114
営業利益		2,793,984
営業外収益		
受取利息	516	
不動産賃貸料	5,131	
助成金収入	21,192	
業務受託料	2,785	
その他	3,972	33,598
営業外費用		
支払利息	33,158	
為替差損	1,003	
支払手数料	10,883	
その他	13,068	58,114
経常利益		2,769,468
特別利益		
固定資産売却益	2,017	
新株予約権戻入益	1,531	3,549
特別損失		
固定資産除却損	12,091	
投資有価証券売却損	9,120	21,212
税金等調整前当期純利益		2,751,805
法人税、住民税及び事業税		873,876
法人税等調整額		△110,484
法人税等合計		763,391
当期純利益		1,988,414
非支配株主に帰属する当期純利益		1,418
親会社株主に帰属する当期純利益		1,986,995

連結株主資本等変動計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで) (単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2023年7月1日残高	100,000	983,691	5,114,487	6,198,178
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	258,501	258,501	－	517,003
剰余金の配当	－	－	△400,290	△400,290
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,986,995	1,986,995
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	258,501	258,501	1,586,705	2,103,708
2024年6月30日残高	358,501	1,242,192	6,701,192	8,301,887

(単位：千円)

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
2023年7月1日残高	17,188	7,177	6,222,545
連結会計年度中の変動額			
新株の発行	－	－	517,003
剰余金の配当	－	－	△400,290
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,986,995
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	12,532	△7,177	5,355
連結会計年度中の変動額合計	12,532	△7,177	2,109,063
2024年6月30日残高	29,721	－	8,331,608

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

中央電力ソリューション株式会社

中央電力エナジー株式会社

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、合同会社リネッツ（現：MHCリニューアブルネットワークス株式会社）は、2023年12月25日付で当社の出資持分を全て譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 3～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

サービス契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 分散型エネルギー事業

主にマンションの居住者及び共用部の電気料金を低減する「マンション一括受電サービス」を展開しております。マンション一括受電サービスは、マンションの受変電業務を受託し、電気料金を低減することではありますが、その主な履行義務は電力の供給であります。電力の供給は契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。

② グリーンエネルギー事業

主にマンション及び中小企業への電力供給とカーボンニュートラルの推進支援サービスを展開しております。履行義務は電力を供給することであり、その供給は契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ エネルギーDX事業

主にエネルギー関連企業に対して、エネルギー業界の顧客管理から基幹業務、データ連携までの統合ソリューションをシステムを含め提供しております。約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に収益を認識しております。

(5) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

1. 前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「貯蔵品」は、当連結会計年度において新たに仕掛品が発生したため、合わせて「棚卸資産」として表示することとしました。
2. 前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」(前連結会計年度18,576千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。
3. 前連結会計年度において独立掲記しておりました「有形固定資産」の「機械装置及び運搬具」は、当連結会計年度において車両運搬具残高がなくなったため、当連結会計年度より「機械及び装置」として表示しております。
4. 前連結会計年度まで有形固定資産の「減価償却累計額」は、各資産の金額から直接控除して表示する形式(直接控除形式)で掲記しておりましたが、より明瞭に表示するため、当連結会計年度より各資産科目に対する控除科目として「減価償却累計額」の科目をもって表示する形式(個別間接控除形式)に変更しております。

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「不動産賃貸料」(前連結会計年度1,500千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。
2. 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めていた「支払手数料」(前連結会計年度4,238千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類を作成するにあたり、当社グループが行った重要な会計上の見積り及び使用した仮定は次のとおりであります。見積りの基礎となる仮定は継続的に見直ししております。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しております。なお、これらの見積り及び仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社グループは、管理会計上の区分を主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。なお、遊休資産については個別の資産単位毎に把握しております。減損の兆候が存在する場合には、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るか否かを検討し、下回る場合には減損損失を計上しております。

ロ 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識においては将来キャッシュ・フローを使用しております。将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、事業計画に基づいております。

事業計画における主要な仮定は、マンション及び法人顧客からの電気料金収入及びその供給に要する調達価格について、中長期的な見通しを過去の変動を勘案し一定の仮定を置いております。

ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があります。実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券（市場価格のあるものは除く）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券	236,056千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない投資有価証券については原価法を採用し、その評価は1株当たり純資産と取得価額とを比較して、1株当たり純資産が著しく低下した場合に減損の要否を検討することとしております。なお、1株当たり純資産に比べて高い価額で取得した株式については、超過収益力等の減少の有無を確かめ、減損の要否を検討しており、市場価格のない株式等の評価における重要な仮定は、投資先の過去の業績を鑑み、新規事業の成長性に一定の仮定を置いております。このため将来において投資先の業績動向が著しく低下した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において投資有価証券の減損処理が必要となる可能性があります。

3. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	214,171千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、社会情勢や当社グループの事業展開の変動等によって影響を受ける可能性があり、課税所得における主要な仮定は、マンション及び法人顧客からの電気料金収入及びその供給に要する調達価格について、中長期的な見通しを過去の変動を勘案し一定の仮定を置いております。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

貯蔵品	46,592千円
仕掛品	8,189千円
計	54,781千円

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	5,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,100,000千円

3. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結注記表（収益認識に関する注記）3. (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高に記載しております。

連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給料及び手当	1,333,350千円
賞与引当金繰入額	260,165千円
退職給付費用	42,191千円
減価償却費	183,395千円
貸倒引当金繰入額	45,625千円
支払手数料	652,802千円

3. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

その他	2,017千円
-----	---------

4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

建物	2,544千円
その他	9,547千円
計	12,091千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	363,900	18,299,400	－	18,663,300

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加のうち17,831,100株は、2024年1月25日付で株式1株につき50株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 普通株式の発行済株式の増加のうち468,300株は、2024年4月24日付で東京証券取引所グロース市場に上場し、2024年4月23日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）による150,000株の増加及び2024年5月27日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連する第三者割当）による318,300株の増加によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月29日 定時株主総会	普通株式	400,290	1,100.00	2023年6月30日	2023年10月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	802,521	43.00	2024年6月30日	2024年9月30日

(注) 1株当たり配当額には、設立30周年記念配当10円を含んでおります。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,748,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場株式への出資であり、発行体（投資先企業）の事業リスク、財政状態の悪化等によるリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力小売事業に関する取引保証金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、市況や発行体（投資先企業）との関係を勘案して保有状況を断続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 保証金 (注) 3	159,908	156,789	△3,118
資産計	159,908	156,789	△3,118
(1) 長期借入金 (注) 2	3,794,990	3,793,330	△1,659
(2) リース債務 (注) 2	437,069	428,447	△8,622
負債計	4,232,059	4,221,778	△10,281

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
2. 長期借入金及びリース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。
3. 「非上場株式」については市場価格のない株式等であることから前表には含めておりません。また、「保証金」のうち、返還の時期が決まっていないものについては、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから前表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2024年6月30日)
非上場株式	236,056
保証金	477,000

(1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,758,708	—	—	—
売掛金及び契約資産	6,167,806	—	—	—
保証金	—	159,908	—	—
合計	10,926,514	159,908	—	—

(2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,553,284	1,209,984	793,358	204,992	33,372	—
リース債務	197,345	114,612	85,218	35,345	4,547	—
合計	1,750,629	1,324,596	878,576	240,337	37,919	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの視察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
保証金	—	156,789	—	156,789
資産計	—	156,789	—	156,789
長期借入金	—	3,793,330	—	3,793,330
リース債務	—	428,447	—	428,447
負債計	—	4,221,778	—	4,221,778

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

保証金

償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			計
	分散型エネルギー	グリーンエネルギー	エネルギーDX	
売上高				
顧客との契約から生じる収益	20,329,084	17,146,157	1,233,909	38,709,151
外部顧客への売上高	20,329,084	17,146,157	1,233,909	38,709,151

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）3 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権 5,545,858千円

契約資産 621,948千円

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は売掛金及び契約資産として表示しております。

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了している履行義務のうち、未請求となっている売掛金に関するものであります。契約資産は、検収時に売上債権に振替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

連結計算書類

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	444円82銭
1 株当たり当期純利益	108円85銭

(注) 当社は2024年1月25日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	8,365,530
現金及び預金	3,052,038
売掛金及び契約資産	5,035,414
棚卸資産	17,136
前払費用	221,912
その他	102,156
貸倒引当金	△63,128
固定資産	6,152,520
有形固定資産	4,965,543
建物	347,590
減価償却累計額	△45,161
建物(純額)	302,429
機械及び装置	7,384,499
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,950,774
機械及び装置(純額)	3,433,725
工具器具備品	238,145
減価償却累計額及び減損損失累計額	△96,216
工具器具備品(純額)	141,928
土地	251,389
リース資産	4,382,663
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,643,007
リース資産(純額)	739,656
建設仮勘定	44,382
その他	104,352
減価償却累計額及び減損損失累計額	△52,320
その他(純額)	52,031
無形固定資産	233,939
ソフトウェア	181,773
その他	52,165
投資その他の資産	953,036
投資有価証券	236,056
関係会社株式	147,312
長期前払費用	30,373
繰延税金資産	129,709
保証金	409,585
資産合計	14,518,050

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	5,874,876
買掛金	2,463,129
リース債務	197,345
未払金	555,818
未払費用	53,720
未払法人税等	425,735
未払消費税等	212,232
賞与引当金	59,858
預り金	271,434
1年内返済予定の長期借入金	1,553,284
その他	82,318
固定負債	2,524,820
長期借入金	2,241,706
リース債務	239,724
その他	43,389
負債合計	8,399,697
純資産の部	
株主資本	6,088,631
資本金	358,501
資本剰余金	1,296,161
資本準備金	1,296,161
利益剰余金	4,433,967
その他利益剰余金	4,433,967
繰越利益剰余金	4,433,967
新株予約権	29,721
純資産合計	6,118,353
負債・純資産合計	14,518,050

損益計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,231,369
売上原価		26,951,840
売上総利益		5,279,528
販売費及び一般管理費		4,268,444
営業利益		1,011,084
営業外収益		
助成金収入	21,192	
不動産賃貸料	12,369	
業務受託料	106,378	
その他	12,934	152,874
営業外費用		
支払利息	21,697	
為替差損	1,003	
支払手数料	10,883	
その他	11,715	45,300
経常利益		1,118,658
特別利益		
固定資産売却益	2,017	
新株予約権戻入益	1,531	3,549
特別損失		
固定資産除却損	12,091	
投資有価証券売却損	10,705	22,796
税引前当期純利益		1,099,411
法人税、住民税及び事業税		390,413
法人税等調整額		△71,746
法人税等合計		318,667
当期純利益		780,744

株主資本等変動計算書（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2023年7月1日残高	100,000	1,037,660	1,037,660	4,053,513	4,053,513	5,191,174
事業年度中の変動額						
新株の発行	258,501	258,501	258,501	—	—	517,003
剰余金の配当	—	—	—	△400,290	△400,290	△400,290
当期純利益	—	—	—	780,744	780,744	780,744
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	258,501	258,501	258,501	380,454	380,454	897,457
2024年6月30日残高	358,501	1,296,161	1,296,161	4,433,967	4,433,967	6,088,631

（単位：千円）

	新株予約権	純資産合計
2023年7月1日残高	17,188	5,208,362
事業年度中の変動額		
新株の発行	—	517,003
剰余金の配当	—	△400,290
当期純利益	—	780,744
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	12,532	12,532
事業年度中の変動額合計	12,532	909,990
2024年6月30日残高	29,721	6,118,353

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品及び仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 3～15年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

サービス契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 分散型エネルギー事業

主にマンションの居住者及び共用部の電気料金を低減する「マンション一括受電サービス」を展開しております。マンション一括受電サービスは、マンションの受変電業務を受託し、電気料金を低減することありますが、その主な履行義務は電力の供給であります。電力の供給は契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) エネルギーDX事業

主にエネルギー関連企業に対して、エネルギー業界バーティカルSaaS(名称：RISE)を提供しております。顧客管理から基幹業務、データ連携まで統合ソリューションを提供しております。約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に収益を認識しております。

(3) グリーンエネルギー事業

主にマンション及び中小企業への電力供給とカーボンニュートラルの推進支援サービスを展開しております。履行義務は電力を供給することであり、その供給は契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

1. 前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「貯蔵品」は、当事業年度において新たに仕掛品が発生したため、合わせて「棚卸資産」として表示することとしました。
2. 前事業年度まで有形固定資産の「減価償却累計額」は各資産の金額から直接控除して表示する形式（直接控除形式）で掲記しておりましたが、より明瞭に表示するため、当事業年度より各資産科目に対する控除科目として「減価償却累計額」の科目をもって表示する形式（個別間接控除形式）に変更しております。

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めていた「不動産賃貸料」（前事業年度8,081千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類を作成するにあたり、当社が行った重要な会計上の見積り及び使用した仮定は次のとおりであります。見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しております。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しております。なお、これらの見積り及び仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
該当事項はありません。
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

計算書類

2. 投資有価証券（市場価格のあるものは除く）
- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 | |
| 投資有価証券 | 236,056千円 |
| (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 | |
| 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。 | |
3. 繰延税金資産
- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 | |
| 繰延税金資産 | 129,709千円 |
| (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 | |
| 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。 | |

貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳
- | | |
|-----|----------|
| 貯蔵品 | 8,947千円 |
| 仕掛品 | 8,189千円 |
| 計 | 17,136千円 |
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 50,394千円 |
| 短期金銭債務 | 454,561千円 |
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
- 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 5,100,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 |
| 差引額 | 5,100,000千円 |

計算書類

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
仕入高等	3,970,733千円
営業取引以外の取引	120,524千円
2. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。	
その他	2,017千円
3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	
建物	2,544千円
工具、器具及び備品	5,073千円
その他	4,473千円
計	12,091千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	16,760千円
貸倒引当金	17,675千円
長期前受収益	2,647千円
減価償却超過額	28,590千円
未払費用	53,590千円
その他	18,981千円
繰延税金資産小計	138,246千円
評価性引当額	8,536千円
繰延税金資産合計	129,709千円
<hr/>	
繰延税金資産純額	129,709千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	28.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.92%
住民税均等割等	0.55%
税額控除	△2.92%
その他	0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.99%

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
子会社	中央電力ソリューション株式会社	所有 直接100%	業務受託 業務委託 事務所等の賃借	業務受託料	41,088	－	－
				業務委託料	659,342	買掛金	63,702
				賃借料の支払	4,652	未払金	426
子会社	中央電力エナジー株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 電力仕入 業務受託	利息の受取	7,778	－	－
				電力仕入	3,262,870	買掛金	389,577
				業務受託料	60,720	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 取引価格等の条件は、市場価格等を参考に交渉のうえ、決定しております。
 3. 業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
 4. 事務所等の賃借料については、市場価格を勘案して価格を決定しております。
 5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

収益認識に関する注記

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産 326円24銭

1 株当たり当期純利益 42円77銭

(注) 当社は2024年1月25日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

レジル株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 源
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 勝 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レジル株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レジル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

レジル株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 源
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 勝 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レジル株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びその他事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、各種会議に出席し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月27日

レジル株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	清田 宏
監査等委員	鈴木 咲季
監査等委員	鈴木 協一郎

(注) 監査等委員鈴木咲季及び鈴木協一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

第30回定時株主総会会場ご案内図

日時

2024年9月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

会場

トラストシティ カンファレンス・丸の内

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館11階

交通のご案内

JR線「東京駅」日本橋口より徒歩1分

地下鉄「大手町駅」B7出口より徒歩2分

「日本橋駅」A3出口より徒歩4分

